

# 芸能従事者資料

日俳連

Japan Actors' Union 日本俳優連合

# 新特別加入《芸能従事者》のご提案

## 【定義案】

芸能界において働く人々全般を「芸能従事者」とする。

そのうち、1. 表現の仕事をする人を「芸能実演家」と称し、2. 屋外での映像撮影及びイベントや、高所や深層部の装置がある舞台やスタジオでの芸能制作作業をする人を「芸能制作作業従事者」と称する。

### 1. 芸能実演家

舞台俳優  
映画TV等映像メディア俳優  
舞台演出監督  
映像演出監督  
声優  
舞踊家・ダンサー・バレリーナ  
歌手、謡い手  
演奏家  
演芸・落語・漫才師  
奇術師  
スタント・ボディスタント・カースタント  
大道芸人

### 2. 芸能制作作業従事者

撮影従事者  
照明従事者  
音響作業従事者  
録音作業従事者  
大道具製作従事者  
美術装飾従事者  
衣装作業従事者  
メイク美粧・結髪作業従事者  
映像記録従事者(スクリプター)  
ラインプロデュース従事者  
芸能アシスタントマネジメント従事者 他

## 芸能従事者の人数、民間保険加入状況、安全基準の有無など①

	芸能実演家・スタッフ団体 団体名(業種)	会員数  (人)	業種全体の 人数  (人)	設立年  (年)	民間保険の加入状況	独自の安全 基準の有無	災害防止 措置を担 えるか
1	協同組合日本俳優連合	2,600	NHK登録 約23,000 PRE登録 約45,000	1963	三井住友海上あいおい 団体保険(生命傷害所得) に20名弱 ※詳細欄外へ	あり	可
2	日本音楽家ユニオン (声楽家、演奏家、音響、照明、音楽ス タッフ)	5,200	約7,700	1983	全労済240名	なし	可
3	一般社団法人日本ベリーダンス連盟	1,500	約20,000	2017	クレジットカード付帯の保 険のみ	なし	可
4	公益社団法人落語芸術協会	259	不明	1930	ほぼ無し	なし	可
5	公益社団法人日本奇術協会 (マジシャン、手品師)	167	不明	1936	傷害保険、人数不明	あり	可
6	一般社団法人日本演芸家連合 (漫才、司会、曲芸、演芸、浪曲、太神 楽)	2,000	不明	1971	ほぼ無し	なし	可
7	公益社団法人日本照明家協会 (東京・名古屋・大阪)	2,493	約6,700	1956	損保ジャパン団体加入77名 個人9名(賠償、PL,動産総 合、傷害、所得、サイ バー)	あり 安全委員会 有り	可

## 芸能従事者の人数、民間保険加入状況、安全基準の有無など②

	芸能実演家・スタッフ団体 団体名(業種)	会員数  (人)	業種全体の 人数  (人)	設立年  (年)	民間保険の加入状況	独自の安全 基準の有無	災害防止 措置を担 えるか
8	公益社団法人日本劇団協議会 (各劇団毎にスタッフ・俳優・事務員等 で構成)	51団体 約1,500	約20,000	1956	雇用保険5%程度 その他はほぼ無し	あり	可
9	特定非営利活動法人芸術家のくすり箱	—	洋舞 約 250万	2004 (2007法人)	傷害保険 3,000円～10,000円/日 三井住友海上あいおい 損保ジャパン など 一部の団体は共済	あり	可
10	一般社団法人沖縄県芸能関連協議会	23団体 と450	実演家 約1万5,000 スタッフ 約200	2005	大同火災 ほぼ無し	あり	可
11	特定非営利活動法人えがおのまちづく りステッキ(西日本の大道芸人)	150組 200	約2,000	2019	出演時の賠償保険必須 傷害保険 3割が加入	あり	可
12	カースタントマン  ボディスタントマン  アクションマン	95 (日本 俳優連 合)	約100  約300  約2,000	1980頃 発祥  1955	傷害保険多め生命保険は低 めに10名程度  普通傷害保険 あいおいニッセイ同和損保 補償内容：死亡後遺障害 30,000千円、入院4,500円 /日、通院3,000円/日。 保険料：年間34,884円	あり  あり	可  可

## 芸能従事者の人数、民間保険加入状況、安全基準の有無など③

	芸能従事者・スタッフ団体 (団体名、業種)	会員数 (人)	業種全体の 人数 (人)	設立年 (年)	民間保険の加入状況	独自の安全 基準の有無	災害防止 措置を担 えるか
13	公益社団法人日本舞踊協会	4,200	不明	1955	不明	あり	可
14	一般社団法人日本演出者協会 (舞台演出従事者)	584	約3,000	1960	ほぼ無し	あり	可
15	映像監督従事者 (監督、助監督、映像作家)	—	約6,000	—	傷害保険など		
16	協同組合日本映画撮影監督協会	400	不明	1945	全労済に会員全員加入		

※日本俳優連合団体加入保険詳細

- A 死亡後遺障害1,967千円 入院1,200円 通院700円／月額540円
- B 死亡後遺障害304万円 入院1,500円 通院1,900円／月額750円
- C 死亡後遺障害3,934,000円 入院2,000円 通院1,500円／月額1,070円
- D 死亡後遺障害4,739,000円 入院3,000円 通院2,000円／月額1400円
- ・ 傷害K 2 セット500万 入院5,000円 通院3,000円／月額2,090円
- ・ 所得補償月7万～38万円迄

# 「芸能従事者の事故例 ①」

	職種	発生年	事故発生状況	備考	訴訟
1	俳優	1963年(昭和38年)	戦争映画の撮影中、俳優O氏が爆薬に直撃し、両足が飛んだ	廃業:俳優1名	
2	俳優、女優	1964年(昭和39年)	川で映画撮影中、脱獄囚役の女優T氏と俳優A氏が手錠をつないで川を渡っていくシーンで行方不明「手錠水死事件」と呼ばれている	死亡:俳優1名、女優1名	
3	スタッフ	1984年(昭和59年)	オートバイと乗用車2台の並走シーンをリハーサル中、転倒し、14mスリップして倉庫の門に激突した※	死亡:スタッフ1名	
4	スタッフ		ホテル内の撮影において、照明用配線準備のため、ホテル変電室で高圧配電盤にふれて感電した※	死亡:スタッフ1名	
5	スタッフ(撮影監督)	1986年(昭和61年)	ドキュメンタリー映画「K」東北ロケ撮影中に脳梗塞で倒れ死亡	死亡:スタッフ1名	新宿労基署長(映画撮影技師)事件 東京高判平成14・7・11 労判832号13頁
6	スタッフ	1987年(昭和62年)	発注者からの要求により、湧水池にアクアラングで潜水し撮影中、湧水坑に入り溺死した※	死亡:スタッフ2名	
7	俳優、スタッフ	1988年(昭和63年7月)	テレビドラマ「K」軽井沢でロケ撮影中に自動車事故。ライトバンの荷台に撮影スタッフ3名、乗車席に俳優4名が乗り、走行しながら撮影中、並木に激突し、横転したため荷台のスタッフ1名がライトバンの下敷きになり死亡した※	死亡:スタッフ1名 休業:俳優4名、 スタッフ2名	
8	俳優		映画「Z」殺陣のリハーサル中に、真剣を小道具の刀と間違え使用し、死亡	死亡:俳優1名	
9	スタッフ (フライング担当)	1989年 (昭和64年・平成元年)	東京S劇場でフライング作業に従事していたスタッフY氏が過労の末、現場で心臓発作	死亡:スタッフ1名	
10	俳優、スタッフ(照明)		スタジオにおいて映画の撮影中、撮影用のセットから引火・延焼し、撮影に当たっていた照明係の1名が一酸化炭素中毒により死亡したほか、25名が火傷により負傷した※	死亡:スタッフ1名	
11	俳優	1990年(平成2年)	映画「T」の撮影中、ロケ撮影中に滝で俳優H氏が溺死	死亡:俳優1名	
12	タレント、スタッフ	1991年(平成3年)	テレビ・バラエティー番組「W」でタレントH氏が火傷事故	休業:タレント1名、 スタッフ1名	
13	スタッフ(美術)		美術監督I氏が映画「I」制作中に撮影所の美術倉庫2階から転落、翌日まで見つけられず、首から下不随の重症	休業7ヶ月の後、死亡:スタッフ1名	S労災事件 平成13年7・17 平成9年労第106号
14	歌手	1993年(平成5年)	テレビ・バラエティー番組「U」で歌手O氏が出演中に転落し死亡	死亡:歌手1名	
15	スタッフ(照明)	1996年(平成8年) 12月10日	愛知県G劇場で舞台照明の調整中に照明技師が転落し死亡	死亡:スタッフ1名	刑事:不起訴、民事:示談
16	俳優		テレビドラマ「S」ロケ中に俳優が火傷事故	休業:俳優1名	

# 「芸能従事者の事故例 ②」

	職種	発生前	事故発生状況	備考	訴訟
17	歌手	1997年(平成9年)	名古屋の劇場Mで歌手G氏が公演中にステージ上約3メートルから転落、肋骨骨折など全治約1ヵ月	休業:歌手1名	
18	スタッフ		東京の劇場Sで演劇公演「K」の仕込み作業で、2階の窓建具をはめ込み中、誤って建具が落下し、下で作業中の操作係スタッフの額を直撃。約2センチの切り傷打撲	休業:スタッフ1名	
19	スタントマン	1999年(平成11年)	静岡県の高津でテレビドラマ「G」のロケ撮影中にスタントマンS氏が2人乗りのオートバイを運転したまま海に飛び込むシーンで着水時にオートバイに体を強打して死亡	死亡:スタントマン1名	
20	歌手		東京の劇場Sで歌手S氏が公演中に転倒	休業:歌手1名	
21	スタッフ(通訳)		東京の劇場Sでミュージカル「P」リハーサル中に、通訳スタッフA氏が舞台から15メートル下の奈落に転落し、死亡	死亡:スタッフ1名	
22	(視聴者参加の女性)	2000年(平成12年)	バラエティー番組「S」収録中に、視聴者参加の女性がウェイクボードでジャンプに失敗し、水面に頭を打ち脳内出血		
23	合唱団員		東京のS劇場でオペラでの公演中、合唱団員が顔を叩かれるシーンで転倒、顔面打撲		
24	俳優		名古屋の劇場Mで公演中、俳優がトンプを切るシーンで着地の際、靭帯断裂	休業:俳優1名	
25	女優		H劇団公演で女優が公演中に舞台上に落下、骨折	休業:女優1名	
26	(一般参加の女性)		バラエティーTV番組「G」収録中に一般参加の女性が高さ4メートルの地点から飛び降りるシーンで着地失敗、怪我		
27	女優		B劇団公演の稽古中に、女優が右足首の上を粉碎骨折	休業:女優1名	
28	タレント	2001年(平成13年)	バラエティーTV番組「S」ロケ撮影中にタレントが凍傷。指を切断する事故	休業:タレント1名	
29	俳優		劇団Hの旅公演で所属俳優がアキレス腱を切る	休業:タレント1名	
30	スタッフ		テレビコマーシャル撮影中クレーンが倒れスタッフ4名が怪我	休業:スタッフ4名	
31	スタッフ(美術)		バラエティーTV番組「M」収録準備中、美術会社スタッフがセットの下敷きになり死亡	死亡:スタッフ1名	
32	スタッフ		公立劇場「K」ホールの舞台点検中、セリに挟まれ3名死亡、2名怪我	死亡:スタッフ3名 休業:スタッフ2名	
33	スタッフ(制作)	2002年(平成14年)	テレビ番組「N」準備中、セットが倒れ制作会社スタッフ4名が怪我	休業:スタッフ4名	
34	スタッフ(助監督、制作)	2005年(平成17年)	連日19時間以上の過重労働の撮影中、睡眠不足で深夜に移動の運転中に居眠り、トンネル壁に衝突。割れたフロントガラスで腕を擦傷、同乗者が打撲	休業:スタッフ2名	
35	スタッフ(助監督)		奄美大島で映画撮影中、山中で蜂に10箇所近く刺された	休養:スタッフ1名	

# 「芸能従事者の事故例 ③」

	職種	発生前	事故発生状況	備考	訴訟
36	スタッフ(照明)	2006年(平成18年)	東京S劇場で女性の照明作業員がテクニカルギャラリーから落下	翌日死亡:スタッフ1名	あり
37	スタッフ(美術)		屋外ロケでの撮影準備中、戦闘シーン用に積み上げた丸太が崩落し、美術スタッフが下敷きになった	休業:スタッフ数名	
38	スタッフ(録音技師)	2008年(平成20年)	映画「T」ロケ撮影の山中で、落石事故があり録音スタッフが 負傷	休業:スタッフ1名	
39	歌舞伎俳優	2012年(平成24年)	東京K劇場で、公演中に歌舞伎俳優 I 氏が舞台のセリから約3メートル下の奈落に転落、公演中止	休業:歌舞伎俳優1名	
40	落語家	2014年(平成26年)	落語家が旅公演の途中に過労から帯状発疹	休業:落語家1名	
41	ダンサー		ベリーダンス舞踊公演中に刀が落下、剣の先がダンサーの手の甲に突き刺さり流血	休業:ダンサー1名	
42	女優	2016年(平成28年)	女優Oがテレビの2時間ドラマ「H」のリハーサル中に転倒し、大腿部転子部骨折	廃業:女優1名	
43	歌舞伎俳優	2017年(平成29年)	東京の劇場Sで、公演中に主演の歌舞伎俳優が、花道の途中にある「すっぽん」と呼ばれる昇降装置に腕が引き込まれ、左上腕、前腕、指など複数箇所が開放骨折	休業3ヶ月:歌舞伎俳優1名	
44	ダンサー		屋外のショーで、ベリーダンサーが肌の露出した薄着の衣装のまま、発注主の依頼で屋上で1時間待機。体が冷え切ったまま踊りだした途端に急性腰痛症	休業:ダンサー1名	
45	スタッフ		千葉県テーマパーク内の劇場でスタッフが舞台機器の点検作業中、ワイヤーから約10メートル下の舞台上に転落し死亡	死亡:スタッフ1名	
46	スタントマン	2018年(平成30年)	スタントマンが高所から飛び降りの練習中に倒れ、死亡	死亡:スタントマン1名	
47	ダンサー		屋外のショーで、ベリーダンサーが後に反ったところ石畳に頭を打ち意識不明、その後引退	廃業:ダンサー1名	
48	照明スタッフ	2019年(令和元年)	神奈川県Kホールで女性照明スタッフが天井裏の足場から天井板を突き破り高さ15メートルから客席へ落下。頸椎骨折の重傷	休業:スタッフ1名	
49	大道芸人		屋外の大道芸実演中に梯子の上5メートルから転落、前歯を折る		
50	ダンサー		リハーサルでベリーダンサー同士がぶつかり脳震盪	休業:ダンサー2名	
51	カースタントマン		京都の交通安全イベントで、中学校の校庭で交通事故の実演中に、カースタントマンがトラックに轢かれ胸部圧迫、死亡	死亡:カースタントマン1名	
52	歌舞伎俳優		東京の劇場Sで公演中に歌舞伎俳優O氏が、花道から転落し、左肘の1部を亀裂骨折。公演中止	休業:歌舞伎俳優1名	
53	落語家	2020年(令和2年)	通勤中に熱中症になり公演中止	落語家1名	
54	落語家		落語家が寄席会場への出勤中に転倒し、顔面を強打、12針縫う 怪我	落語家1名	

※平元3.3.13基発第117号 テレビ番組等の制作の作業における労働災害の防止について「テレビ番組等の制作の作業における労働災害等事例」より

# 芸能実演家とスタッフの「ケガや事故」に関する実態調査アンケート

実施期間2020年7月9日～16日  
調査主体:日本俳優連合

## Q1

芸能実演家の方で、仕事の現場で事故に遭い、ケガをしたことはありますか？

218件の回答



## Q2

芸能実演家の方で、仕事の現場への行き来の中に事故（通勤災害）に遭い、ケガをしたことはありますか？

218件の回答



◇回答数：n252

◇調査対象者：協同組俳優日本俳優連合、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会(芸団協)等から組合員や会員へインターネットで声がけした芸能従事者

◇属性：

i 芸能実演家=n186(俳優・声優・舞踊家・演芸家・音楽家・歌手・モデル他)

ii スタッフ=n43(撮影技師・照明技師、音響技師・大道具制作・美術・衣装制作者・メイク・スクリプター・制作・マネージャー他)

iii 芸能実演家兼スタッフ=n23

# 芸能実演家とスタッフの「ケガや事故」に関する実態調査アンケート

実施期間2020年7月9日～16日  
調査主体:日本俳優連合

## Q3

スタッフの方で、仕事の現場で事故に遭い、ケガをしたことはありますか？  
140件の回答



## Q4

スタッフの方で、仕事の現場への行き来の中に事故（通勤災害）に遭い、ケガをしたことはありますか？  
139件の回答



◇回答数：n252

◇調査対象者：協同組合俳優日本俳優連合、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会(芸団協)等から組合員や会員へインターネットで声がけした芸能従事者

◇属性：

i 芸能実演家=n186(俳優・声優・舞踊家・演芸家・音楽家・歌手・モデル他)

ii スタッフ=n43(撮影技師・照明技師、音響技師・大道具制作・美術・衣装制作者・メイク・スクリプター・制作・マネージャー他)

iii 芸能実演家兼スタッフ=n23

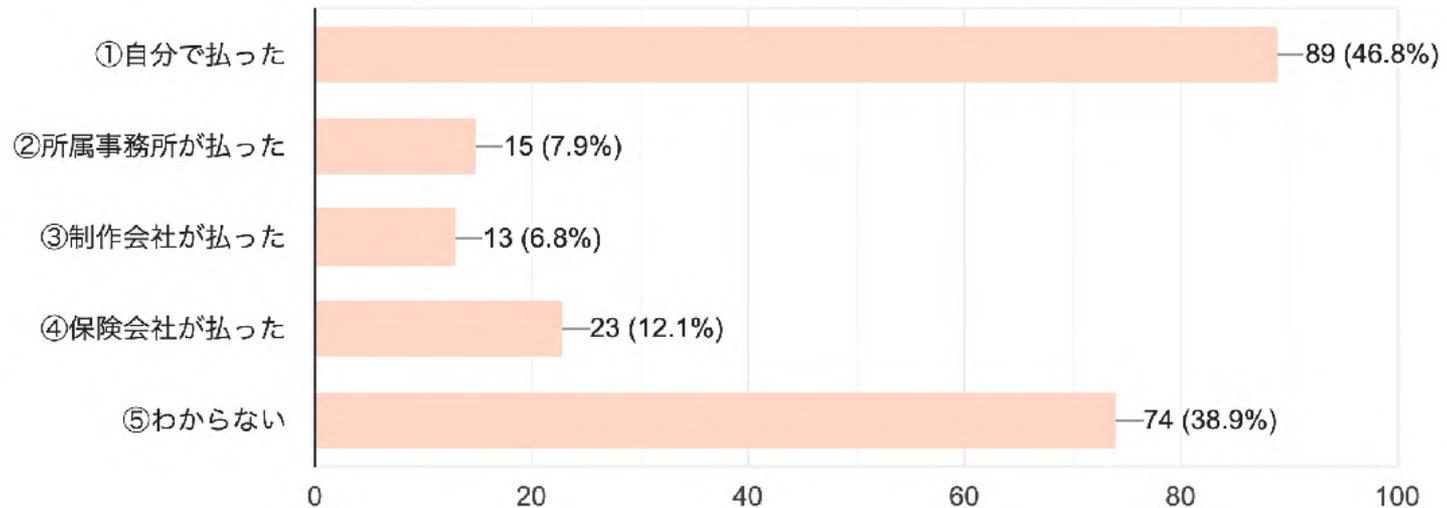
# 芸能実演家とスタッフの「ケガや事故」に関する実態調査アンケート

実施期間2020年7月9日～16日  
調査主体:日本俳優連合

Q5

治療費は誰が払いましたか？（複数回答可）

190件の回答



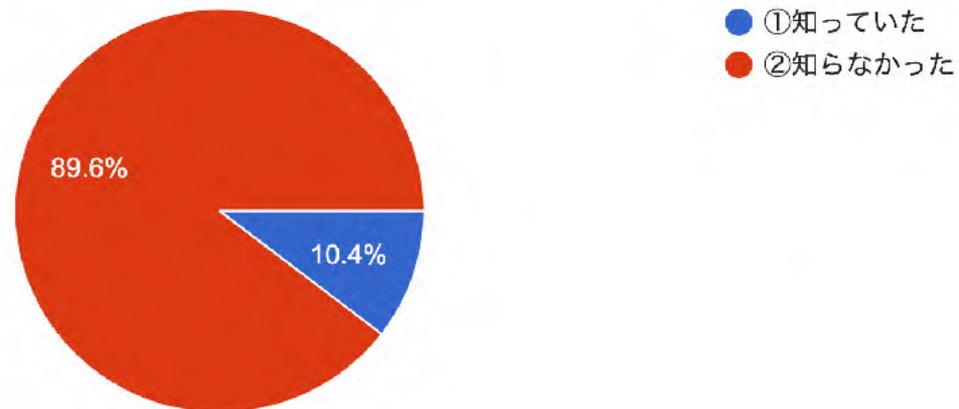
# 芸能実演家とスタッフの「ケガや事故」に関する実態調査アンケート

実施期間2020年7月9日～16日  
調査主体:日本俳優連合

## Q6

厚生労働省の「労災保険の特別加入制度」は、一人親方（土木、建築、林業等）等が加入することができ、民間保険より手厚い制度です。ご存じでしたか。

249件の回答



芸能実演家とスタッフの「ケガや事故」に関する実態調査アンケート（主な回答）

	Q7. 芸能の仕事での事故の原因は、なんだと思いますか？	Q8. 現場の状況を良くするために、思うことがあれば、ご自由に書いてください。
1	会場がいつも違うので注意すべき点が毎回違う	主催者が保障を必ずつけるべき
2	石綿や塗料での健康被害、安全面での不備が多いのではないのでしょうか。	自分達は労災適用にならないという思い込みを正すこと。フリーランスに業務委託する場合も事業主に補償の義務があることの周知と、労災適用にならない事業主と仕事をする場合に、フリーの人が自分で入れる特別加入制度を要望すること。
3	機械や道具、機材によるものが多いように思います。	
4	疲労、無茶なスタッフワーク	末端の外部スタッフには収益に見合った保険がない、また、仕事の関係で厳しくても泣き寝入りせざるを得ない仕事が多すぎる
5	油断 不注意	全てをカバーする保険と、現場を管理する人員の配置
6	演者自身の失敗等が大きいです。しかし、予期せぬ事故が起きることもあります。適材適所、知識と経験のある者が現場を仕切ることが大事かと。安さを売りにして、見よう見まねの業者も存在します。	
7	通勤時の車の事故	
8	本番までの切迫感など	舞台スタッフの育成、現場の切迫感の緩和
9	リスクはあるものとして舞台に立っているのでもいいのですが、毎日の事なのでその日の体調であるとか体内のリズムの崩れではないのでしょうか。	主に舞台に関して感じますが、プロスポーツの現場では必ずトレーナーとドクターが付いています。ドクターまでは行き過ぎですが、怪我をする予防（マッサージやテーピング）出来るポジションをスタッフに加えるといいのになと、ここ数年感じています。
10	原因は、分かりませんが行った事のない場所での撮影や毎回違うチームで行われている為、安全に関しては組による対策になる。安全対策する部署が制作部任せになっている。人手が少ないのに。	勤務時間を決めて欲しい。残業手当。土日休みや週休2日など育児をしながらも仕事出来る現場が理想です。
11	舞台の危険性	舞台スタッフの貴金の安さや、高額な保険料
12	疲れからくる注意散漫。	疲れたら休む。
13	通勤または現場移動中の交通事故	
14	無理な動き、舞台装置の不具合など	
15	高座が崩れる、照明が落ちる、移動中の交通事故、電車、バス事故	
16	高座が高いので、長時間の正座の後かなり危ない。	箱馬を階段がわりにすることがあるが、危ないのでやめた方がいい。しっかりした階段を各会場に用意して欲しい。
17	移動中の電車により人身事故等	
18	不慮の事故（交通事故等）、スタジオ等の手の接触事故	
19	舞台上での事故（大道具・小道具の損壊に巻き込まれる）	
20	撮影に時間がないこと、不注意	
21	荷物がとても多かったり、急いでいたり、休みがなく疲れていたり（代わりがない）など	
22	スケジュールが詰まりすぎるなどの特異な状況が発生した際に時間を優先し、人および環境の準備が万全ではない状態で作業を行ってしまう事があるため。	演者、スタッフ両方で無理のないスケジュールリングを組む。
23	無理をしすぎ、無茶をさせすぎ、そしてそれを言えない空気が原因かと思っています	サラリーマンさんのようにしっかり保障してくれとは言わないですけど、少しでいいので何かあった時に助けになるものがあればいいと思います。

芸能実演家とスタッフの「ケガや事故」に関する実態調査アンケート（主な回答）

	Q7. 芸能の仕事での事故の原因は、なんだと思いますか？	Q8. 現場の状況を良くするために、思うことがあれば、ご自由に書いてください。
24	薄暗い場所での移動 現代生活環境に和服が対応していない	いくら気をつけていても不慮の事故は避けられません。労災は必須だと思います。よろしく願っています。
25	人間性を把握する前に演出家や殺陣師に全幅の信頼を寄せ勝ちな点。	ADHDは事前に告知すべき。
26		芸能の現場は普通の会社勤務と比べて過酷ではあります。舞台や舞台裏は梁がむき出しでほこりや土埃が蔓延しています。空気清浄機設置を標準基準にしてほしい。
27	確認ミスや理解不足等が原因かと思います。	山での撮影も、自分も周りの人も安全に演技できる事をしっかり考える事が大事だと思います。
28	照明が暗かった	楽屋に救急箱の用意
29	舞台での怪我、不注意	精神的な屈辱をなくしてほしい
30	自然災害	事務所に所属できている人は事務所で社会保険に入れるようにしてほしい
31	自己管理もあるが、製作側も安全面を考慮し切れていない。	
32	不自然なことを沢山しなければいけない仕事ですし、移動も多いので…	
33	アクション撮影、機材トラブル	事故の可能性を考慮し、安全確認の徹底と責任の在所をハッキリさせる事
34	舞台の音響機材、照明機材、舞台の場面転換装置の不具合。場当たり時に出演者またはスタッフ間で、舞台袖・舞台上における危機管理情報共有の有無が主な原因かと思います。	今後のためにも、芸能・芸術関係者も案件ごとに労災保険に加入できるようなシステムが必要だと思います。各取引先でその都度（期間限定でも）労災に加入できるようになれば、いくつ仕事を掛け持ちしても心配が少なくなるので大変有り難いです。
35	自分の不注意であったりもしますが、ライブであったりすると、現地でのチェックは満足いく程できなかつたりするので、それもあるのかも思ったりします。	
36	不注意	細心の注意を払うべき
37	5時間オンリーで叫びセリフの収録で喉を痛めたなどは、労災にあたらなんでしょうか？仕事柄喉を痛めるという話であれば、全員が経験しており職業故だと思います。	声や喉のトラブルは労災に認定してもらえないんでしょうか？
38	不注意、情報共有の不足	ひとりに対する拘束時間が長すぎることもあるので、従事する人数を増やす等、負担を減らせるようにしてほしい
39	段差	休業補償の充実
40	自分も含め多くの方が初めての現場でそれぞれの業務を担当するため、時には想像つかない事象が起きることが1つの要因と思います。	かかわる方々との信頼関係を築く事。 互いに思いやりをもって、危険が潜むところには徹底周知する。
41	自己管理もあるが、製作側も安全面を考慮し切れていない。	
42	時間がタイトなことによる、焦りや確認ミスなど。	建築関係でもあるように、現場を取り仕切る会社などが、まとめて労災保険などに加入して対応するとういと思う。
43	舞台とかであれば連絡ミスによる事故など	
44	安全管理者が存在しないこと	フリーランスも仕事のけがには事業主の責任として労災が適用されること。
45	長時間の作業による注意力低下	
46	熱演のしすぎ。	

芸能実演家とスタッフの「ケガや事故」に関する実態調査アンケート（主な回答）

	Q7. 芸能の仕事での事故の原因は、なんだと思いますか？	Q8. 現場の状況を良くするために、思うことがあれば、ご自由に書いてください。
47	本人の体調管理に加えて、過度な稽古時間（長時間労働→バイト明けで稽古なども含む）、安全を確認しないアクション稽古など。	稽古の段階からバイトをしなくても良いくらいのギャラの支払い。→余裕があれば怪我もしにくい。またその中から保険に入れる。
48	時間に追われて急いでいる時	
49	安全面を管理する体制が整っていないことや、十分なコミュニケーション、稽古ができていないことが見受けられます。	演者のパフォーマンスに負荷はかかっていないか判断する人材、また、高い負荷がかかっている場合のケア、相談窓口があれば少しは未然に防げるのではないかと思う。
50	時間に追われ無理な撮影等が…早朝から深夜超え等の無茶苦茶な撮影！	アメリカのようにユニオンが欲しい！
51	製作会社の制作費削減	製作会社がキチンとした制作費でスタッフや役者のケアをする
52	注意不足	労災またはそれに代わる民間の保険(準備期間中、撮影期間中両方に適応される)に作品単位で必ず加入すること
53	稽古や練習でのハードな動き等	
54	過労	労働時間、労働環境、賃金の是正。
55	どんなに気をつけていても、肉体疲労などが怪我につながることもある	
56	時間に追われ過ぎていること。俳優やスタッフへのケアがないこと、スタッフさんをもっと大切にしてほしい。	撮影期間を長くして、1日の労働時間を減らす事をしてほしい、スタッフさんは疲労困憊です！働き方改革なんて全く対応されてません。
57	大道具さんのセット作りや、舞台公演中の特殊なセットでの怪我なのがあると思います。お客様を魅了するセットなどはとても大事ですが、その安全性や補償はしっかりして欲しいと思います。	スタッフや、キャストの安心を高めるためへの対策が必要だと思います。保険料なども高いのでもう少し誰でも入れる金額で補償してほしいです。
58	ケースバイケースです。	完璧を目指しても完璧には至りません。本番は予期せぬことが起きます。ライブなら尚のこと。怪我を恐れては何も出来ません。どれだけの期間準備が出来るかも重要です。
59	焦り、他者からの傷害	
60	スタッフですが、機材も重量物で、スピードを求められる為少しのミスが重大事故に繋がる。	労働環境の改善。夜中仕込みーそのまま本番ー撤去。当日地方現場入り、東京戻り。これはこちらでは変えられることではないので、上が変わらなければ変わらない。こんなことを続けていたら、疲労、集中力切れで事故が起こっても不思議ではない
61		作業時間が余裕のあるものになれば良い
62		そもそものギャランティの金額を底あげし、フリーランスが自主的ではなく、特別加入労災に入るべき。
63	疲労、寝不足	無理のないスケジュールと一般的な休暇、休息
64	時間が無い。	余裕ある作業時間を与える。
65	安全確認、注意力散漫	スタッフも出演者も疲れてきた時ほど気をつける
66	スタッフのミス、製作側のミス	国がちゃんとフリーランスもスタントマンとかの人も補償して欲しい
67	その日初めて行く場所で、慣れない動線の中で転倒したりすること。	
68	やはり、過度の緊張感	
69	人件費を削るために、人手を削るのが当たり前になっている。そのため、スタッフ及び俳優(演技以外)の受け持つ仕事量が増える為だと思う。	芸術への金銭的支援、保障が必要。あまりに立場がないがしろにされていると思う。

芸能実演家とスタッフの「ケガや事故」に関する実態調査アンケート（主な回答）

	Q7. 芸能の仕事での事故の原因は、なんだと思いますか？	Q8. 現場の状況を良くするために、思うことがあれば、ご自由に書いてください。
70	暗転中にこれ以上明るく出来ない状況下での実務など、最大限に安全策をとったとしても発生してしまう、過失ではない事故。	労災保険があれば、かなり安心です。
71	常に危険と隣り合わせで仕事をしている事。ハードワークが多い事。	
72	公演中、または公演中、稽古中の転落・転倒や、大道具製作中の使用する刃物などで怪我をする	
73	撤去時の段取り 短い時間からの焦り	長時間労働を無くす
74		事故で怪我をした場合、誰が責任か？ そこが問題です。フリーランスの場合、個人の怪我は自己責任になってしまう例が多いようです。
75	俳優、スタッフの過労、油断。	十分な人数のスタッフがいれば、事故は少なくなると思うのだが
76	大道具の階段の段差、暗転中の移動、	主催者側は労災に入って欲しい。怪我で休んだ時の保証をしてほしい。
77		稽古、本番のスケジュールを過密にしない。
78	一概には言えないが機材のトラブルや操作ミスが多い。	
79	重労働が連日続くため、集中力の低下によるものだと思う	舞台関係者の上の年齢の世代は言葉使いが荒く怒鳴られることもまだまだある。そういう面を改善して、もう少し落ち着いて仕事にできる体制になれば怪我などは減ると思う。
80	舞台づくりの特徴として暗い空間や装置が動くなど特異な状況があり、スタッフキャストへの通知の徹底にゆりみが出る時があるから	
81	体で表現する仕事なので舞台での事故やけがもするリスクは大きい	3スタッフとの信頼関係、環境整備とか
82	原因は様々ですが、後日発覚したときに申請をできるか、それによるその後の扱いについて受注できるか分からなければ、申請はしないし、空気を読む。	必ず事前に契約書をかわす。支払い、保証、肖像権なども含めて仕組みがちゃんとしないといけない。
83	ケガなどは、装置や劇場の機構（スッポンなどへの転落）が原因のことが多いのではないかと。	人員の確保が必要ではないか。少ない人数だと目が行き届かないから。
84	不慮のハプニングも勿論あるし、舞台装置に多少の危険性がある場合、演出に何らかの（場合によっては怪我する可能性のある演出の）危険性がある場合、役者間でのちょっとした不注意、様々な原因はあると思う。	創造するためには妥協は出来ないが、何らかの危険性があることはなるべく排除し、怪我や事故のないように、出演者も演出家も特にスタッフは出来る限りの気配りと配慮をする、それしかないと思う。
85	予備運動。立ち回り。	
86	稽古中でアクション等で、勢い良すぎて相手役を叩いてしまい大怪我になったり、足を挫いたり、骨折等々。	ゆとり有る広さの稽古場だったり、短期間
87	油断、訓練不足、	安全に配慮した上での事故には、事故に会った本人はもちろん、主催者に事業継続が困難になるほどの責任や負担、を回避できるような制度設計を望みます
88	周囲の過剰な要求と自分自身のキャパシティのオーバー	
89		公演規模の大小にかかわらず、舞台稽古回数・仕込み作業時間を多く確保できるよう製作費助成が簡単に受けられると改善につながると思う
90	本人の不注意。	
91	過密なスケジュール。技術、経験が未熟なまま現場に入れられる。収入が少ないため、アルバイトを掛け持ち、疲労が蓄積している。体調不良でも休みづらい、など。	充分な人員の確保と、それを可能にする資金の確保。体調不良なら休息。万が一の場合の保険の充実。
92	上述の時は仕事の緊張感や周囲からの期待やプレッシャーなどだと思うが、常識的には出さない声や台詞量、稽古、舞台に出演すればアクションや殺陣など原因は数限りないと思う。	関係者各位出来る限りの対策はしていると思う。

芸能実演家とスタッフの「ケガや事故」に関する実態調査アンケート（主な回答）

	Q7. 芸能の仕事での事故の原因は、なんだと思いますか？	Q8. 現場の状況を良くするために、思うことがあれば、ご自由に書いてください。
93	予算不足からの人手不足からの疲労と睡眠不足	集中力が落ちる程の過度な労働環境を改善すること。何か起きた時の備えを全員で共有出来るシステムを構築すること（共済や補償のための基金創設など）が必要だと思います。
94	仕込み時の事故が最多ではないかと思ひます。自分の膝もそうでした。	声かけ、一人で無理せず複数で一つの作業にあたる。なるべく男性に任せる。
95	全体的にはスケジュールが過密であったり、毎日違う現場での仕事で安全の確認が不十分だったりといったことではないでしょうか。	何事も安く簡単に済ませようという処から脱却しないといけないと思ひます。
96	道具や機材など点検は十分でもまさかの事故に繋がる場合がある。少々の体調不良や、心情不良では公演を休まない。	事故や病気怪我によって出演不可能になった時の金銭及び今後への不安
97	いろいろと原因は有ると思ひますが、劇場機構に統一性が無いことも原因の一つだと思ひます。	
98	時間の余裕の無さ	仕事の性質や先方の都合上、どんなに気を遣っても喉を休められず酷使して血節やポリープになってしまうので、その間仕事ができないので無給。でもそれを言ってしまうとキリがないといひで諦めるしかなく、ケアも含め、とにかく病院代がかかるのがつらい。できる範囲で予防になる薬をくださいと言ふと「薬は国民の保険でまかなわれ、あくまでも治療目的。予防の為に薬は出さない！」と怒る医師も多いので、喉が壊れるまで手を打てない事が多い。何とかならないかなと思ふ。
99	危険予測	ちょっとでも危険だなと思える事はやらせない
100	セットからの落下	事前に下見をきちんとする
101	事故は、本人の不注意が一番だと考へますが、やはり過重労働も大きな原因ではないでしょうか？ 仕事がない時は全く無い。なぜか仕事が重なる時は、とても重なってしまう。それを引き受けないと次につながらないという不安を持つため無理をしてしまうのではないかと思ひます。	現在、口約束で仕事が進行することが多いです。フリーの場合、こちらから書面での契約書を要求することは難しく、過去においては、支払いを受けることが出来ないこともありました。責任の所在を明確にできる契約書の義務化が出来るといいと思ひます。
102	想定しうる事故を回避するための 現場でのリハーサルも含めた 細かい確認作業をする時間を きちんと持つスケジュールを取ることに。	想定しうる事故を回避するための現場確認の時間も リハーサルの時間を含むこと。
103	慣れない場所、初めて訪れる場所での仕事が多い。	主催者が公演内容、演者の仕事内容を熟知し、準備をして頂きたい。
104	安全管理 無理な作業 作業内容への理解不足	人件費と人員の確保 経験値や作業量の向上
105	準備不足や不注意	
106	過労・ストレスによる注意力散漫。	稼働時間のコントロール。古い考え方の人の制圧。
107	行動が定まていない、時間がまちまちだからかな？	
109	役を演ずるだけではなく大道具等の仕事もありハードワークだった。	
110	大道具の階段の段差、暗転中の移動、	主催者側は労災に入って欲しい。怪我で休んだ時の保証をしてほしい。
111	疲労。時間の不足。	
112	少しの力加減のずれ	月々500円くらい
113	低予算 国全体の無関心	芸術関係への補助金等
114	一概には言えないが機材のトラブルや操作ミスが多い。	
115	自身の不注意や不規則的な生活リズムによる体調不良	
116	不注意や安全確認不足	

芸能実演家とスタッフの「ケガや事故」に関する実態調査アンケート（主な回答）

	Q7. 芸能の仕事での事故の原因は、なんだと思いますか？	Q8. 現場の状況を良くするために、思うことがあれば、ご自由に書いてください。
117	演技中の極度の集中や、舞台上であれば準備には力仕事が付き物なので思わぬ事故が起きがちです。	
118	貸す側、借りる側の状況共有	各劇団で独自の技術以外に他団体などの技術も習得したり、自劇団の見直しができるよう、統括団体による現場研修があると良いと思う。
119	資金不足によるスタッフ不足、	
120	長時間における仕事量。安全対策の不備。	年金、災害時、事故の時の保障制度
121	ちょっとした油断。集中し過ぎて、周りが見えなくなり、度を外してしまう。	コミュニケーションを大切に。ナルシストにならない。
122	物理的に非日常の世界で、予想できない危険が潜んでいるから。	
123	舞台美術や設備不良によるもの、天候や気候によるトラブル、芝居の演出によるもの	
124	舞台やイベント、スタジオにて、役者側とスタッフ側が、安全面について事前に事細かに打合せするなどの配慮(報・連・相)が足りないことによって起こるのではないのでしょうか。	体が資本となる仕事のため、思わぬ事故による手当てや保証の充実を求めたいです。
125	制作現場費用の少なさ。撮影日数の異常な短縮化	
126	不注意。注意喚起する人がいない。	声の現場では怪我などはないと思います。個人事業主ですので個人で保険に入るなど対策をするべきだと思います。そのような場合の最適な保険などを教えて頂ける・公開しているサイト等があると嬉しいです。
127		スタッフ始めキャストのみんなも気を配る。
128	アクションにおいては人間離れた技を気軽に要求されるため、通勤においては毎回行く場所が違うので慣れた道ではないこと	労災が必要。実演家はプロであってもいつでも何でもどれだけでも人間離れた技ができるというものではない。
129	無理のしすぎ	働き手が少なく一人にかかる負担が増えた
130	自身のメンテナンス不足、演出・スタッフの安全管理不足	
131	この度の怪我は自分の不注意でした。	この怪我をした現場では、スタンドインを人間扱いしていなかった。普通のキャストと同様、トイレ、水、食事の保証は最低限していただきたい。
132	アクションによるもの	俳優が所属団体、制作サイドに言いつらい場合が多々あるので、俳優の組合を作り、そこから改善を要求出来るようにする
133	良いものを作ろうとして、夢中になること。	制作会社や所属事務所も労災出してくれると良いかな。
134		「特別加入労災」というものが、芸能界にも適用されるのであれば、非常に有難い。是非そうなってほしい。現状困っている人がたくさんいると思う。直接は知らないが、それを想像するのは容易です。
135		声の仕事をしている者ですが、怒鳴り声や叫び声など喉に負担をかけるようなシーンが多い作品には手当などがついて欲しいと思うことがあります。他作品の役に影響が出たり、仕事にならない位喉を傷めてしまうこともあり得ます。現状、個人の研鑽の問題に矮小化されがちです。
136	悪い条件でも嫌とは言えない状況。	

## 要望書

令和元年 5月17日

東京都千代田区霞が関 2-2  
厚生労働省  
厚生労働大臣 根本 匠 殿

東京都新宿区西新宿 6-12-30-3F  
協同組合日本俳優連合 理事長

西田敏行

### 記

**俳優＝実演家は個人事業主の範疇とされ、永らく労災保険の適用外とされてきました。**

俳優業には、アニメーション作品の声の出演や外画動画で吹替出演をする声優業、またテレビドラマや映画で実演をする実演俳優業、加えてアクションやスタント、殺陣を主に演じるアクション俳優業など、多様な業種が混在しています。この中でドラマ、映画、アクション、殺陣を演じる俳優は、演じる場所も内容も多岐に渡り、危険な演技を要求される場面が多々あります。にも関わらず労災保険が適用されなかったのです。

しかし、厚労省・労働基準局の皆さまのご尽力で平成 28 年 11 月に「映像製作・演劇などを営む、芸能関係事業主の皆さまへ」というリーフレットを作成いただき「～『雇用契約』ではなくても、働き方が労働者と同様であると判断された場合～、その方は労働者として取り扱われ～労災保険にも加入する義務があります」との文言が示されたのです。

これは個人事業主扱いだった実演家も、**労働者としての側面が認められれば労災保険の適用対象にもなるという画期的な見解で、**実際にリーフレット公開後に何件かの適用が実現されたことは望外の喜びでした。

ところが一昨年、XXXXXXXXXXという重篤な事故に遭った実演家には、担当労基

署が「当該実演家はフリーランスで雇用に当たらない」という判断のもと、**予想外の不支給決定が下されたのです**（現在審査請求中）。

せっかくの厚労省見解も、**労基署各々の判断が異なれば労災保険が適用されない現実**を思い知らされました。

そこでお願いですが、実演家が安心して演技作業を営むために、**労災保険の「特別加入制度」** 枠に**実演家を加えて頂くことはできない**でしょうか。

ご存知とは思いますが、個人事業主＝経営者であっても自ら保険料を納めることで労災が適用される特別加入制度は、経営者以外でも定められた範囲で加入することができます。

- 1、個人タクシードライバーなど
- 2、建設関係、大工職人など
- 3、漁業従事者
- 4、船舶関係者
- 5、林業
- 6、産廃業務
- 7、薬品等設置販売

この特定7業種が所謂「一人親方」扱いで特別加入制度枠の適用を受けていますが、**ここに実演家は含まれていないことは、俳優の福利厚生をめざす日本俳優連合として憂慮すべき課題**と捉えています。

本業である芸能の仕事で生計が立てられる実演家はほんの一握りで、その大半が副業（アルバイト）に携わって生計を支え、芸芸の自己投資をしながら作品に携わっている現状で、また、もし現場でケガに見舞われたり病を得た時は、民間保険で賄う経済的余裕がないため、**本来業務災害で使うことが違法の健康保険を運用しているケースも少なくありません。**

それらを踏まえ、雇用主が特定されないことの多いほとんどの**零細な実演家救済のため**にも、特別加入制度の**特定業種にお加えいただくことを切望する次第**です。

以上

3F 6-12-30 Nishi-shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo, Japan

東京都新宿区西新宿芸能花伝舎 6-12-30 3 階

FIA 国際俳優連合御中

令和元年 9 月 1 日

2019 年 5 月国会でハラスメント防止関連法が成立しましたが、多くの俳優を含むフリーランスは適用対象になりませんでした。6月に採択されたILO「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶に関する条約」にも批准への積極的な法改正の動きが見られません。今秋から厚生労働省の労働政策審議会で附帯決議「フリーランス等に対するハラスメントを防止するため、男女雇用機会均等法等に基づく指針等で必要な対策を講ずること」の検討が始まるので、私たちは「フリーランスと芸能関係者のハラスメント実態調査アンケート」を実施しました。驚くべきことに1218名もの方が回答し、その殆どから深刻なハラスメント被害の数々があらわになりました。これは日本で類を見ない歴史的なことです。

もう一つ大きな問題があります。日本の労働者の範囲はとて狭く規定されており、フリーランスで働く芸能人が仕事場でケガをしても労働者として認定されず、事業主が保険料を全額負担する労働者災害補償保険(以下、労災保険)の対象とならない場合が殆どなのです。しかし撮影現場や舞台上で事故は起きてしまいます。そこで日本俳優連合は自衛上、雇用労働者でなくても労働災害補償保険法上で特別に加入できる業種に芸能実演家を加えるよう運動しています。問題は保険料を俳優たちが自身で支払わなければならないことです。しかし特別加入業種に指定されれば確実に労災保険の対象となることができるのです。これは危険が多い芸能実演家にとって、とても安心なことです。併せて働く者がすべて労災保険の対象となることができるよう、労働者の枠を広げること、保険料の事業者転嫁も要求し、厚生労働省に以下の4点を主張してまいります。

1. 「事業者が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」を多くの俳優を含むフリーランスにも適用出来るようにし、実態に沿った措置を講ずること
  - i 打合せやオーディションにホテルや自室などの密室を使用せず、安全な場所を選ぶこと
  - ii 屋内外に関わらず全ての芸能実演家の仕事現場で更衣室とトイレを完備すること
  - iii フリーランスが利用出来る公的で専門的な相談窓口の設置
  - iv フリーランスの妊娠、出産、育児、介護、ハラスメント被害が理由の休業に不利益取扱いをしない
  - v 経済的ハラスメントを新しいハラスメント類型に認定すること 他
2. 個人事業主が主である芸能実演家を労働災害補償保険特別加入の特定作業従事者に認定すること
3. 実現した場合、保険料の事業者転嫁を可能にすること
4. 将来的に芸能界で働く全ての人の労働者性を拡大し、フリーランスで働く人々を労働者と認定すること

世界の仲間からご支援頂ければ幸いです。

Toshiyuki Nishida,

西田 敏行

理事長

President

Michihiro Ikemizu,

池水 通洋

専務理事

Executive Director

Megumi Morisaki,

森崎 めぐみ

国際事業部長

International Business Division, Executive Manager

Dear FIA and colleagues,

Tokyo, Japan 1<sup>st</sup> September 2019

In May 2019 FIA sent the statement about a supplementary resolution to the harassment law us and the members of the national diet and Minister of Health, Labor and Welfare. After that, The government cut the deadline for the resolution from five years to three years. However They didn't ratify the ILO Convention on Violence and Harassment.

To improve the Act of Equal opportunity and treatment between Men and Women in employments and its' guidelines, **we stood up and produced a survey for freelancers and performers. 1,218 people** responded and many victims told their stories painful and explicit stories about harassment they had experienced. This is historic. And we've drafted some guidelines to suggest in below.

And another important problem is that the range of workers is legally very narrow in Japan. When Freelance workers have accidents while in working, they are not certified as a worker. In almost all cases, employers are not covered by workers' compensation insurance, which pays full insurance premiums.

But accidents sometimes occur during shooting and on stage and at events.

Therefore, Japan Actors Union is asking the Labor and Health minister to add performers to the Special Insurance on Industrial Accident Compensation Insurance Act law.

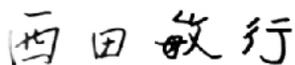
A big problem is that performers have to pay for themselves. But if we were added as a special insurance industry, we would be sure of being covered by workers' compensation insurance. That's a relief for performers who have a lot of dangerous works.

- 1. Freelancers including many actors must be covered by Guidelines Concerning Measures to be Taken by Employers in terms of Employment Management with Regard to Problems Caused by Sexual Harassment in the Workplace, and Labor Policy General Promotion Law.**
  - i Provide safe places where work and meetings may be performed for example, by not requiring individuals to attend meetings alone or in spaces such as private hotel rooms, etc.**
  - ii Providing changing rooms and bathrooms in all work places.**
  - iii Establishment of a consultation desk that can be used by freelancers.**
  - iv Prohibition of Disadvantageous Treatment when freelancers who are victims of harassment take leave, or when freelancers be pregnant or take a delivery or take childcare leave or take leave to care for family members.**
  - v Recognizing and defining a economic harassment as harassment.**
- 2. All workers must be covered by workers' compensation insurance.**
- 3. Helping the business burden of insurance premiums.**
- 4. Expanding the range of workers, and legally-recognized workers to include freelance workers in future.**

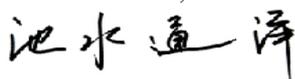
We thank you for your kind support.

in solidarity,

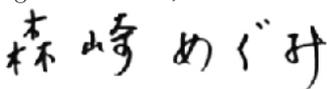
Toshiyuki Nishida, President



Michihiro Ikemizu, Executive Director



Megumi Morisaki, International Business Division, Executive Manager



良識ある大臣へ

2019年9月2日ブリュッセルより

FIA 国際俳優連合は世界約 70 カ国に広がる俳優による組合、ギルド、プロの協会を代表しています。また世界中のコンテンツやエンターテインメントを、メディアや劇場で演じる数十万人の俳優たちが、社会的に経済的に公平に扱われ、経済的、道徳的権利が護られるよう努めています。

FIA は、日本の俳優の殆どがフリーランスであり、悲惨な状況を日常的に耐え続けていることを非常に心配しています。彼らは日本文化や上質なドラマやエンターテインメントに多大な貢献をしているにもかかわらず、現代社会で最も保護されていない労働者です。

FIA は ILO 「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶に関する条約国際条約」に日本がまだ批准していないことを遺憾に思います。この条約は、契約上の地位に関わらず、性別に依るあらゆるハラスメントから保護されるべき全ての労働者の基本的な権利を認めているのです。

最近の日本の働き方改革は、職場でのいじめやハラスメントに取り組み始めましたが、雇用労働者に対してしか取り組んでいません。ほとんどの俳優はフリーランスなので、この保護下になく、非常に危険な環境で働き続けています。

国際的なメディアは、激みきった規制のない劣悪な環境下で、俳優が常時耐えながら働き続けていることを暴露しました。日本俳優連合のハラスメント実態調査が衝撃的に明らかにしたように、これは日本でも同じです。

従って FIA は日本政府に、男女雇用機会均等法に基づいて、自営業やそれと同等のフリーランス労働者の状況に、最大の配慮をするように求めます。

FIA はさらに、日本の俳優が労働災害補償保険法に基づく補償を受ける権利を有していないことを懸念しています。繰り返しますが、これは福利厚生が雇用労働者だけに付与されているという事実によるものです。

日本の「労働者」の定義は不当に狭いように見受けられます。その結果、日本の芸能人の多くは、保険料を支払う余裕がある人は少ないにもかかわらず、自身で保険に加入しなければなりません。仕事に関連する事故は、私たちの業界では一般的であり、多くの場合、永久的な後遺障害や死に至ります。

芸能界は労働災害補償保険法に基づいた特別加入の特定作業従事者の資格を与えられるのが必然で当然です。日本は法定適用範囲を拡大するべきです。

私達は日本政府に対し、可能な限り最も強い条件で定義の拡張を検討することを強く主張します。そうすれば舞台やスタジオのセットを歩くたびに身の危険を感じている、非常に多くの芸能実演家の労働条件を劇的に改善します。

FIA は、日本俳優連合がフリーランスの会員に適切で本来あるべき社会的地位の認定を求める、その勇気ある行動の味方です。

敬具

あなたの良心に寄せて…



FIA 国際俳優連合 事務局総長 ドミニク・ルカー

翻訳：日本俳優連合 国際事業部

Brussels, September 2,  
2019

Distinguished Minister,

The International Federation of Actors represents performers' trade unions, guilds and professional associations in about 70 countries. In a connected world of content and entertainment, it stands for fair social, economic and moral rights for hundreds of thousands of performers working in all recorded media and in live theatre.

FIA is very worried about the deplorable conditions that performers in Japan, most of whom are freelancers, continue to withstand on a daily basis. Despite their outstanding contribution to Japanese culture and to the production of high-quality drama and entertainment, they account among the least protected workers in modern society.

FIA regrets that Japan has not yet ratified the ILO Convention concerning the Elimination of Violence and Harassment in the World. Such convention acknowledges the fundamental right of all workers, irrespective of their contractual status, to be protected against all forms of harassment – including gender-based. A recent reform in Japan has started addressing workplace bullying and harassment but only with respect to employed workers. As most performers are hired as freelancers, they fall short of this protection and continue to work in extremely unsafe environments.

International media has exposed some of the worse abusive practices that performers have to withstand on a daily basis simply to be able to work, due to opaque and unregulated environments. This is also the case in Japan, as recent survey by the Japanese Actors' Union has shockingly unveiled.

FIA therefore calls on the Japanese government to also address the situation of independent contractors and other freelance workers, on the basis of the Law of Equal Employment Opportunities.

FIA further notes with great concern that performers in Japan are not entitled to compensation under the Industrial Accident Compensation Insurance Act. Once again, this is due to the fact that these benefits are solely granted to employed workers.

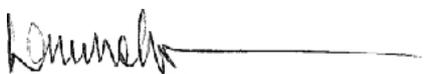
The definition of "worker" in Japan appears to be unreasonably narrow. As a result, most Japanese performers must take up their own insurance, despite the fact that only few of them can afford to pay premiums. Work-related accidents are commonplace in our industry and these frequently also lead to permanent injuries and even death.

We understand that the entertainment industry could be granted special status under the Industrial Accident Compensation Insurance Act, and that this could extend statutory coverage also to Japanese performers.

We urge the Japanese government, in the strongest possible terms, to consider granting such extension. This would dramatically improve the working conditions of tens of thousands of professional performers who currently fear for their safety every time they walk onto a stage or set.

FIA stands by the Japanese Actors' Union as they courageously seek to gain proper status recognition for their freelance members.

Yours truly,



Dominick Luquer, General Secretary of FIA